

創業資金融資要領

〔平成27年 3 月 26 日〕
市 長 決 裁

(目的)

第1条 この要領は、秋田市中心企業融資あっせん制度要綱により必要な事項を定めるものとする。

(融資あっせん対象者)

第2条 融資あっせん対象者は、要綱第6条の対象者であって、次の要件をすべて満たす者とする。（用語の定義は要綱第6条第1項による）

- (1) 要綱第5条に定める者。
- (2) 市内に住所を有すること。
- (3) 市内に主たる事業所を有すること。
- (4) 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始するものであって、次のいずれかに該当し、事業歴が5年未満である者。

ア 新規に事業を行う個人が本市で新たに設立した会社および企業組合であって、その設立の日以後5年を経過していないもの（ただし、個人が事業開始後、会社を設立し同一事業を継続している場合は、個人の事業歴を通算し5年未満とする。）

イ 新規に事業を行う個人であって、本市で事業を開始した日以後5年を経過していないもの（ただし、会社の代表者であった者が個人事業者として事業を開始した場合には、会社の代表者であった期間を通算して5年未満とする。）

- (5) 市税を完納していること。
- (6) 許認可等を必要とする業種は、許認可等を受けていること。（申請中である場合には、許認可等の取得が確実であること）
- (7) 秋田商工会議所または河辺雄和商工会（以下、「商工団体」という。）から事業計画書に関する経営指導を受け、引き続き6ヶ月以上の経営指導を受けること。

(資金使途)

第3条 要綱第7条に定める資金使途は、設備資金および運転資金とし、貸付限度額は、総事業費のうち、金融機関および秋田県信用保証協会が認めた額とする。

(申請手続)

第4条 融資あっせんを受けようとする者は、申請書および要綱別表2に定める書類を添付するものとする。ただし、納税証明書については、申請時において提出可能なものとする。添付書類の用語の定義は次のとおりとする。

(1) 事業計画書(様式-創1)

市指定様式の事業計画書を作成し、商工団体の経営指導を受けて提出するものとする。

(2) 以前事業主でなかったことの証明

事業を開始する前年分の所得・課税証明書(法人の場合は代表者個人のもの)。ただし、事業を開始する前年分の所得・課税証明書が入手できない特段の事由がある場合は、入手可能な直近の所得・課税証明書。なお、事業を始める前の状態が代表権のない役員であれば勤務先の商業登記簿謄本、不動産収入がある者については、直近の確定申告書を添付するものとする。

また、企業組合の場合には、組合員全員が、以前事業主でなかった証明書類を添付する。

(3) 事業を行っていること、又は事業を開始していることの証明(書類は写し・コピー可)

① 所得税申告後—所得税申告書、決算書

② 所得税申告前—税務署への開業届(法人の設立届)に下記の書類を添付する。

・事業所(店舗)を $\left\{ \begin{array}{l} \text{有する場合} : \text{賃貸借契約書、不動産売買契約書、写真等} \\ \text{新築する場合} : \text{工事請負契約書、設計書等} \\ \text{有しない場合} : \text{営業活動の証明(代理店・仕入販売の契約書・領収書等)} \end{array} \right.$

(利子補給対象者)

第5条 要綱別表1の規定による要領に定める利子補給の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者(要件確認を必要とする)とする。

(1) 秋田商工会議所、秋田県商工会連合会又は秋田県中小企業団体中央会が実施する起業塾等を修了した者

(2) チャレンジオフィスあきたの入居者および退去者

- (3) 秋田県産業振興プラザ創業支援室の入居者および退去者
- (4) 国、県および市における補助金事業を活用する創業者
- (5) その他市長が特に認める者

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。